**平成２９年（フ）第２７６号**
栃木県那須塩原市二区町426番地39
債務者　水沼　勝恵
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午後１時15分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２９年（フ）第４７２号**
東京都町田市木曽東２丁目10番19―501号
債務者　芳賀　　浩
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第５４１号**
東京都東村山市久米川町５丁目29番地１久米川マンション102
債務者　岩崎　裕一
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第６３９号**
東京都八王子市左入町684番地２八王子ドゥーム106号
債務者　林　さつき
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第６４７号**
東京都八王子市石川町96番地３モリヤハイム１　102号
債務者　山谷　裕輝
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第６８３号**
東京都青梅市藤橋３丁目10番地の10ムックの館ＦＵＪＩ壱番館102
債務者　田村紀代子
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第１３７２号**
横浜市保土ケ谷区和田１丁目12番20―303号
債務者　久保美子こと伊藤美子こと　全　　美子
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１４１０号**
横浜市西区浅間町３丁目240番地５　ハウス浅間町Ｅ号
債務者　秋田　宗人
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１４６０号**
神奈川県藤沢市善行６丁目５番２号　サンシティーハイム201
債務者　早川　広幸
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１５０３号**
横浜市中区石川町１丁目59番地５　ラ・レジダンス・ド・ピエール402号室
債務者　大野きよみ
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１５３６号**
横浜市青葉区荏田西１丁目12番地１　サンルーム青葉414
債務者　永田　政良
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１５３７号**
神奈川県海老名市上今泉６丁目22番１―602号
債務者　川田　弘之（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第６７３号**
東京都東村山市秋津町４丁目41番地22フジコーポ201
債務者　青木めぐみ
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第６３５号**
東京都青梅市二俣尾２丁目399番地の１
債務者　藤江　千春
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第１５７１号**
横浜市磯子区汐見台２丁目９番地11　2902棟242号
債務者　菊地　好夫
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第５３６６号**
東京都中野区弥生町１丁目１－８―503
債務者　黒木　千尋
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部